

誓約書

長崎大学長 殿

私は、長崎大学（以下「本学」という。）の留学制度の趣旨・目的を十分に理解し、下記事項を遵守することを誓約します。

1. 留学中は、常に本学の学生としての自覚と責任をもって行動し、留学先大学における学業に精励するとともに国際交流に貢献すること。
2. 日本国及び留学先国・地域の法令、並びに本学及び留学先大学の諸規則を遵守するとともに、本学及び留学先大学担当者の指示に従うこと。留学先国・地域の法令で禁止される薬物・武器・模造品の購入、所持及び使用をしないこと。
3. 留学に必要な手続き（本学及び留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザ等の入国に必要な書類の取得、保険加入、住居先の手配、留学に係る費用の支払い等）は、本学が実施する手続きを除き、自らの責任において遅延なく行うこと。
4. 出発日から帰国日までの全期間を補償する、本学及び留学先大学が求める海外旅行保険に加入するとともに、留学前に開催される全てのオリエンテーション等へ必ず出席すること。
5. 留学先国・地域における治安上の問題、天災等の発生、又は私の重大な利益（生命、身体、健康、及び財産の保護）により、外務省の海外安全情報（危険レベル 2 以上）又は医師の判断に基づき、本学が留学を延期又は中止し、帰国させることを決定した場合は、これに従うこと。また、それによって生じるプログラムや航空券、宿泊施設等の変更・取消に係る費用を負担すること。
6. 個人情報について、本学、留学先大学、危機管理会社、加入保険会社、関係医療従事者、関係省庁及び在外公館が、事故・事件等緊急時に必要な範囲で共有・利用することに同意すること。
7. 本学及び留学先大学の責によらない事項（※）による病気、怪我、経済的な損失等については、両大学にその責任を負わせないこと。
8. 特段の事由がない限り、留学先国・地域への往復の移動は、本学が指定した日にち、経路および便に限定され、指定外の日にち、経路または便を利用しないこと。
9. 留学中の私的活動による航空機利用を伴う長距離移動又は所定の滞在先以外への宿泊は一切行わないこと。
10. 本誓約書に反する行為をした場合、短期留学の参加者としての地位を喪失することに合意すること。

※自然災害、戦争、革命、暴動、治安の悪化、テロ、犯罪、伝染性疾患の流行、疫病等の人為的、不可抗力による事件・事故、若しくは本人の故意又は不注意による事件・事故、トラブル等

年 月 日

所属学部 多文化社会学部

学生番号

氏 名

印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人自署

印

(保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。)

続柄 (関係)